

証券コード：9143

SGホールディングス株式会社

第15回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

京都市中京区河原町通二条南入
一之船入町537番地の4

**京都ホテルオークラ
4階特設会場**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議 事項

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時まで
※詳細につきましては、3頁をご参照ください。



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
なお、本定時株主総会は株主様に限定し、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは同封の「第15回定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

証券コード 9143
2021年6月4日

株 主 各 位

京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

SGホールディングス株式会社

代表取締役社長 荒木 秀 夫

第15回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
京都ホテルオークラ 4階特設会場

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第15期 （2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期 （2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役4名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

1. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を株主総会にご出席いただく代理人とすることができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
2. 3頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

＜株主の皆様へのお願い＞

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健康状態にかかわらず可能な限り株主総会会場へのご来場をお控えいただき、書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますよう重ねてお願い申し上げます。
また、総会当日の様子につきましては、インターネットによるライブ配信によりご覧いただけます。
※インターネット等による議決権行使につきましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。
※ライブ配信の視聴方法につきましては、同封の「第15回定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。
- ② ご来場される株主様におかれましては、アルコール消毒液による手指の消毒とマスク着用のご協力をお願い申し上げます。
- ③ 株主総会会場においては、感染拡大防止のため、株主様の座席間隔を確保することに伴い、ご用意できる席数が例年より減少することから、ご入場いただける株主様の数を制限させていただく場合がございます。
- ④ 受付前でサーモグラフィーにより株主様の体温を測定させていただき、発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限等をさせていただく場合がございます。
- ⑤ 株主総会の議事は、時間短縮する方法を検討しておりますので、予めご了承ください。

なお、株主総会当日までの感染拡大や政府の発表内容等により、今後株主総会の運営方針等に変更がある場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご来場前に必ず発信情報をご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

※当社ウェブサイト (<https://www.sg-hldgs.co.jp/ir/stock/meeting/>)

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席されない場合



■ 書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着



■ インターネット等による議決権の行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

（詳しくは、4頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください）

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

議決権行使のお取り扱い

- 1 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- 2 インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

1. 本招集ご通知に添付すべき書類の記載事項のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載した上記の「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。

※ 当社ウェブサイト→ <https://www.sg-hldgs.co.jp/>

剰余金の配当のお知らせ

当社は、2017年6月9日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。この当社定款規定に基づき、2021年5月20日開催の当社取締役会におきまして、第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 期末配当金 1株につき 金17円
2. 効力発生日及び支払開始日 2021年6月7日（月曜日）

なお、口座振込をご指定の方及び株式数比例配分方式をご指定の方には、2021年6月4日に「期末配当金計算書」及び「『配当金振込先ご確認』のご案内」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

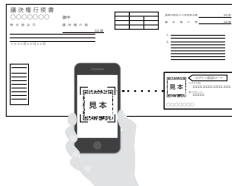
上記以外の方には、同日に「期末配当金領収証」及び「期末配当金計算書」をご送付申し上げる予定ですので、払渡期間内（2021年6月7日から2021年7月6日まで）にお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で配当金をお受け取りください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことにより実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します)

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

2021年6月24日(木曜日) 午後5時まで承りますが、お早めにご行使ください。

【ご注意事項】

- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォン又は携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	く り わ だ え い い ち 栗和田 榮 一 再 任	代表取締役会長
2	ま つ も と ひ で か ず 松 本 秀 一 再 任	取締役 管理・統制担当
3	も と む ら ま さ ひ で 本 村 正 秀 再 任	取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当
4	な か じ ま し ゅ ん い ち 中 島 俊 一 再 任	取締役 財務・経理担当 兼 財務部長 兼 経理部長
5	か わ な ご か つ ひ ろ 川中子 勝 浩 再 任	取締役 経営企画担当 兼 I R室長 兼 経営企画部長
6	た か お か み か 高 岡 美 佳 再 任 社 外 独 立	社外取締役
7	さ ぎ さ か お さ み 鷺 坂 長 美 再 任 社 外 独 立	社外取締役
8	あ ぎ や ま ま さ と 秋 山 真 人 再 任 社 外 独 立	社外取締役
再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 独立役員候補者		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	再任 くりわだ えい いち 栗和田 榮 一 (1946年10月10日生)	1977年 1 月 東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社 1986年 11月 大阪佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 代表取締役 1991年 7 月 東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 代表取締役 1992年 5 月 佐川急便(株) 代表取締役社長 2002年 6 月 同社 代表取締役会長 2006年 3 月 当社 代表取締役社長 2006年 6 月 当社 代表取締役会長兼社長 佐川急便(株) 代表取締役社長 2009年 6 月 佐川急便(株) 会長 (現任) 2015年 3 月 当社 代表取締役会長 (現任)	19,147,600株
	【取締役候補者とした理由】 栗和田榮一氏は、長年にわたり当社及び当社グループ全体の経営に携わり、当社子会社の佐川急便(株)や当社の代表取締役社長を歴任後、2006年6月から現在に至るまで当社の代表取締役会長としてグループの経営をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	再任 まつもと ひで かず 松 本 秀 一 (1966年8月10日生)	1988年 7 月 西埼玉佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社 2007年 1 月 佐川急便(株) C S R 環境推進部 担当部長 2007年 9 月 環境省 総合環境政策局 環境経済課 出向 2009年 9 月 佐川急便(株) 総務部 総務課 担当部長 2014年 3 月 当社 社長室 ゼネラルマネジャー 2015年 3 月 当社 総務部 ゼネラルマネジャー 2016年 9 月 当社 執行役員 総務・秘書担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー 2016年 12月 佐川林業(株) 代表取締役社長 (現任) 2019年 4 月 当社 執行役員 管理・統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー (株)ヌーヴェルゴルフ倶楽部 代表取締役社長 (現任) 2019年 6 月 当社 取締役 管理・統制担当 兼 秘書室 ゼネラルマネジャー 2021年 4 月 当社 取締役 管理・統制担当 (現任)	358,400株
	【取締役候補者とした理由】 松本秀一氏は、佐川急便(株)に入社後、営業所及び本社総務・環境部門での豊富な経験から、2007年9月から2年間は環境省へ出向するなどの重職を担い、帰任後は当社の総務・秘書部門に携わり、執行役員を経て、2019年6月からは取締役として当社グループの管理部門をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	再任 もとむらまさひで 本村正秀 (1960年3月27日生)	1980年8月 東京佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社 2004年6月 佐川急便(株) 常務取締役 2005年3月 同社 専務取締役 2005年9月 (株) J L 代表取締役社長 2007年7月 (株) 安全、ANZEN Group(株) 代表取締役社長 2011年6月 kmホールディングス(株) 取締役 2012年6月 安全サービス(株) 代表取締役社長 2015年3月 SGフィルダー(株) 理事 2018年6月 佐川急便(株) 取締役 2019年4月 同社 代表取締役社長 (現任) 当社 執行役員 デリバリー・ロジスティクス事業担当 2019年6月 当社 取締役 デリバリー・ロジスティクス事業担当 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 本村正秀氏は、佐川急便(株)に入社後20余年に及ぶ現場経験と役員を歴任後、運輸関連企業の経営者として手腕を発揮してまいりました。2015年3月からは再び当社グループで現場改革に取り組み、2019年4月からは佐川急便(株)代表取締役社長、2019年6月からは当社取締役として、外部で培われた豊富な経験と実績を活かし、経営をリードしております。これらの実績から、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	再 任 なか じま しゅん いち 中 島 俊 一 (1955年2月7日生)	1978年 4 月 (株)日本長期信用銀行 入行 2000年 4 月 つばさ証券(株) (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 業務戦略部長 2003年 4 月 同社 執行役員 2006年 3 月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 2008年 6 月 カブドットコム証券(株) (現 auカブコム証券(株)) 常務執行役員 2011年 2 月 当社 入社 2013年 2 月 当社 執行役員 財務担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー 2014年 6 月 当社 取締役 財務・経理担当 兼 財務部 ゼネラルマネジャー 2021年 4 月 当社 取締役 財務・経理担当 兼 財務部長 兼 経理部長 (現任)	864,948株
	【取締役候補者とした理由】 中島俊一氏は、金融業界に長く携わり、同業界の複数の企業で執行役員を務めるなど、財務・経理部門での深い見識を有し、2014年6月から現在に至るまで当社取締役としてグループの財務・経理面をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。		

招集
と
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	再任 かわ な ご かつ ひろ 川中子 勝 浩 (1964年8月27日生)	1989年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2000年5月 (株)モビット 出向 2006年11月 当社 入社 2013年3月 佐川急便(株) 執行役員 2016年3月 同社 取締役 2019年4月 当社 執行役員 経営企画担当 兼 IR室 ゼネラルマネジャー SGリアルティ(株) 取締役 (現任) SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD. 取締役 (現任) 2019年6月 当社 取締役 経営企画担当 兼 IR室 ゼネラルマネジャー 2020年2月 S GHグローバル・ジャパン(株) 取締役 (現任) 2021年4月 当社 取締役 経営企画担当 兼 IR室長 兼 経営企画部長 (現任)	93,186株
	【取締役候補者とした理由】 川中子勝浩氏は、金融業界での豊富な知識及び見識を有し、2006年11月に当社入社後、当社子会社である佐川急便(株)の執行役員、取締役を経て、2019年6月からは当社取締役として当社グループにおける経営戦略をリードしております。このような豊富な経験と実績を活かし、当社取締役として十分に役割を果たすことができると期待し、引き続き選任をお願いするものであります。		
6	再任 社外 独立 たか おか み か 高 岡 美 佳 (1968年6月19日生)	2001年4月 大阪市立大学 経済研究所 助教授 2002年4月 立教大学 経済学部 助教授 2006年4月 同大学 経営学部 助教授 2007年4月 同大学 経営学部 准教授 2009年4月 同大学 経営学部 教授 (現職) 2011年5月 (株)ファミリーマート 社外監査役 2014年6月 (株)モスフードサービス 社外取締役 (現任) 2015年6月 共同印刷(株) 社外取締役 (現任) 2018年6月 当社 社外取締役 (現任) 2019年5月 ユニー・ファミリーマートホールディングス(株) (現 (株)ファミリーマート) 社外取締役	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 高岡美佳氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識及び見識を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
7	再任 社外 独立 さぎ さか おさ み 鷺 坂 長 美 (1956年1月23日生)	1978年 4 月 自治省 入省 1999年 2 月 消防庁 救急救助課長 2001年 1 月 環境省 環境計画課長、大臣官房総務課長等を 歴任 2009年 7 月 同省 水大気環境局長 2012年 8 月 同省 参与 2012年 9 月 早稲田大学 非常勤講師（環境法） 2018年 1 月 小澤英明法律事務所 顧問（現任） 2019年 6 月 当社 社外取締役（現任） （公財）日本防災協会 理事長（現任） 2020年 4 月 認定NPO法人 救急ヘリ病院ネットワーク 理事 2021年 4 月 同法人 副理事長（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 鷺坂長美氏は、国家公務員として旧自治省及び環境省にて要職を歴任され、退官後は環境法に関する大学での講師を経験し、消防及び救急に関連した活動を継続されております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社のCSR活動やBCMに寄与いただけると期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。		
8	再任 社外 独立 あき やま まさ と 秋 山 真 人 (1957年5月18日生)	1980年 4 月 日本冷蔵(株)（現 (株)ニチレイ）入社 2005年 4 月 (株)ニチレイロジグループ本社 執行役員 2006年 4 月 (株)ロジスティクス・ネットワーク 専務執行役員 2008年 6 月 同社 取締役専務執行役員 2011年 4 月 同社 代表取締役社長 2012年 6 月 (株)ニチレイロジグループ本社 取締役専務 執行役員 2018年 4 月 同社 取締役 2018年 6 月 東京団地冷蔵(株) 代表取締役社長（現任） 2019年 4 月 東京冷蔵倉庫協会 会長 2019年 5 月 (一社)日本冷蔵倉庫協会 副会長（現任） 2020年 6 月 当社 社外取締役（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 秋山真人氏は、物流業界に長年携わり、同業界の複数の企業で代表取締役を務めるなど、物流に関する豊富な知識及び企業経営に関する経験を有しております。その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の経営全般に寄与していただけると期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が再任され就任した場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該賠償限度額は、各氏とも金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けたことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高岡美佳氏が3年、鷺坂長美氏が2年、秋山真人氏が1年となります。
7. 高岡美佳氏が過去に社外役員を務めておりました株式会社ファミリーマート（2019年9月1日付でユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社から商号変更）は、同氏が社外監査役として在任期間中の2016年8月25日に公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。また、同氏が社外取締役として在任期間中の2020年3月30日に消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令を受けました。同氏は、事前に当該違反行為を認識しておりませんが、平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行い、また、当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策等に関して助言、意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しておりました。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	なかにし たかし 中西隆司 再任	監査役（常勤）
2	たじま さとし 田島聡志 再任 社外 独立	社外監査役（常勤）
3	おかむら けんいちろう 岡村憲一郎 再任 社外 独立	社外監査役
4	おおしま よし たか 大島義孝 再任 社外 独立	社外監査役
再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 独立役員候補者		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	再任 なかにし たかし 中西隆司 (1955年11月14日生)	1980年 4 月 京都佐川急便(株) (現 佐川急便(株)) 入社 2013年 3 月 当社 法務部 ゼネラルマネジャー 2014年 3 月 当社 法務部 ゼネラルマネジャー 兼 内部統制推進室 ゼネラルマネジャー 2015年 6 月 当社 監査役 (常勤) (現任)	一株
【監査役候補者とした理由】 中西隆司氏は、当社グループに長年従事し、当社におきましては、法務部門の部長も務め、法務・コンプライアンスに関する豊富な知識と経験を有するなど、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと期待し、引き続き選任をお願いするものであります。			
2	再任 社外 独立 たじま さとし 田島聡志 (1971年 6 月16日生)	1997年 4 月 東レ(株) 入社 2001年 10月 東京北斗監査法人 (現 仰星監査法人) 入所 2005年 12月 RSM McGladrey, Inc. 会計事務所 出向 (アメリカ、ニューヨーク) 2012年 1 月 PricewaterhouseCoopers LLC 入所 (アメリカ、ロサンゼルス) 2013年 4 月 TMF Group(株) Director 2017年 3 月 McGill大学大学院経営学専攻 (MBA) 修了 2018年 11月 EY税理士法人 Associate Partner 2020年 7 月 当社 社外監査役 (常勤) (現任)	一株
【社外監査役候補者とした理由】 田島聡志氏は、公認会計士、米国公認会計士及び税理士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的見地から監査いただくとともに、独立した立場から当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	再任 社外 独立 おかむらけんいちろう 岡村憲一郎 (1971年8月18日生)	1994年 4 月 中央監査法人 入所 2007年 2 月 (株)BizNext (現 かえで会計アドバイザリー(株)) 代表取締役 (現任) 2009年 9 月 (株)東京国際会計 代表取締役 2011年 6 月 税理士法人赤坂総合会計事務所 (現 かえで税理士法人) 代表社員 (現任) CYBERDYNE(株) 社外監査役 (現任) 2015年 6 月 当社 社外監査役 (現任) 2016年 6 月 兼松日産農林(株) (現 兼松サステック(株)) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2019年 9 月 ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員 (現任)	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 岡村憲一郎氏は、公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門の見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものがあります。		
4	再任 社外 独立 おおしまよし たか 大島義孝 (1970年1月20日生)	2001年 10 月 坂井秀行法律事務所 入所 2009年 10 月 (株)企業再生支援機構 (現 (株)地域経済活性化支援機構) 出向 プロフェッショナルオフィス・ディレクター 2012年 4 月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所 パートナー弁護士 2015年 4 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 2017年 7 月 東京ベイ法律事務所 代表弁護士 (現任) 2017年 10 月 当社 社外監査役 (現任)	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 大島義孝氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門の見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任され就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と各候補者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者が再任され就任した場合、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該賠償限度額は、各候補者とも金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けたことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は、現在当社の社外監査役であり、それぞれ社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田島聡志氏が11か月、岡村憲一郎氏が6年、大島義孝氏が3年8か月となります。

以 上

社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役及び社外監査役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を踏まえ、以下の各号の該当性を確認し、いずれにも該当がない場合には、独立性を有すると判断いたします。

1. 当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
2. 当社及びその子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な得意先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士及び公認会計士等の専門的サービスを提供する者
5. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益による寄付を受けている者又はその業務執行者
6. 当社グループの取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員又は使用人
7. 過去3年間に於いて、上記1.から6.のいずれかに該当していた者
8. 上記1.から7.のいずれかに該当する者が重要な地位にある場合において、その者の配偶者及び2親等内の親族
9. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

以 上

事業報告（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の拡大により、外出（外食・娯楽・旅行）が制限されたことで大きな下押しを受け続けました。2021年2月からはワクチンの接種が始まり、経済活動の活性化に期待が膨らむ一方で、変異ウイルスの感染が拡大しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、外出自粛による巣ごもり消費や購買行動の変化によりeコマース市場が急速に拡大し、宅配便に対する社会のニーズが高まっております。

当社グループにおきましては、2020年3月期から2022年3月期までの中期経営計画「Second Stage 2021」の2年目として、進化する物流ソリューションの提供を目的としたグループ横断の先進的ロジスティクスプロジェクトチーム「GOAL（GO Advanced Logistics）」（以下「GOAL」という）による提案領域の拡大を図ってまいりました。また、次世代型大規模物流センター「Xフロンティア」（以下「Xフロンティア」という）の本格稼働を早めることで、急増するBtoCの荷物に対応し、安定した品質でサービスを提供することができました。

このような状況のもと、当社グループの中核事業であるデリバリー事業におきましては、セールスマックスの著しい変化への対応として、人員の適正化や輸送ネットワークの強化に取り組みました。また、デジタルイゼーションを推進し、ラストワンマイルの効率化に取り組んでまいりました。ロジスティクス事業におきましては、海外のフレイトフォワーディングにおいてコロナ禍での混乱の中で存在感を発揮し、多くの新規案件を受託いたしました。不動産事業におきましては、計画的に保有不動産を売却いたしました。その他の事業におきましては、代引決済が増加いたしました。自動車販売が減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益1兆3,120億85百万円（前期比11.8%増）、営業利益1,017億26百万円（同34.8%増）、経常利益1,036億66百万円（同28.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益743億42百万円（同57.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称		第14期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第15期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	増減	増減率 (%)
デリバリー事業	営業収益	955,428	1,014,952	59,523	6.2
	営業利益	58,716	71,496	12,780	21.8
ロジスティクス事業	営業収益	135,823	207,808	71,984	53.0
	営業利益	2,063	12,745	10,682	517.8
不動産事業	営業収益	16,238	22,851	6,613	40.7
	営業利益	7,896	11,314	3,418	43.3
その他	営業収益	66,008	66,472	464	0.7
	営業利益	5,417	4,209	△1,208	△22.3
全社（共通）	営業収益	—	—	—	—
	営業利益	1,353	1,959	605	44.7
合計	営業収益	1,173,498	1,312,085	138,586	11.8
	営業利益	75,447	101,726	26,278	34.8

(注) 報告セグメント別の経営成績をより適切に反映させるため、当連結会計年度から「その他」に属する連結子会社の業績の各報告セグメントへの配分方法を変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度のセグメント利益（営業利益）は、「デリバリー事業」で1,175百万円増加するとともに、「その他」で同額減少しております。

・デリバリー事業

主要な商品の取扱個数は、次のとおりであります。

商品の名称		第14期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第15期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	増減	増減率 (%)
取扱個数	(百万個)	1,315	1,403	88	6.7
	飛脚宅配便 (百万個)	1,257	1,347	90	7.2
	その他 (百万個)	57	55	△1	△2.9

(注) 1. 取扱個数は、当社グループの主要商品の取扱個数であります。
2. 飛脚宅配便は、佐川急便株式会社が国土交通省に届け出ている宅配便の個数であります。
3. その他は、佐川急便株式会社の提供する飛脚ラージサイズ宅配便及びその他の会社の取扱個数であります。

デリバリー事業におきましては、感染症の影響が継続する中、外出自粛に端を発した巣ごもり消費、テレワークの推進など企業による働き方の変化及び消費者のライフスタイルの変化によりeコマース市場が急速に拡大し、宅配便の取扱個数は増加いたしました。平均単価につきましては、適正運賃收受の取組みは継続しているものの、相対的にサイズの小さいBtoCの荷物が増加したことで、微増にとどまりました。また、「Xフロンティア」に代表される、輸送ネットワーク全般の整備とデジタルイゼーション等による生産性向上の取組みにより、取扱個数の増加に対し安定した品質でサービスを提供してまいりました。

この結果、当セグメントの営業収益は1兆149億52百万円（前期比6.2%増）、営業利益は714億96百万円（同21.8%増）となりました。

・ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、上期に海外における個人用防護具の緊急国際輸送を継続的に受託し、下期以降、既存顧客の物量回復に加え、コンテナ需給がひっ迫する中、航空及び海上コンテナのスペースを確保できたことにより、フレイトフォワードイングの収益が増加いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は2,078億8百万円（前期比53.0%増）、営業利益は127億45百万円（同517.8%増）となりました。

・不動産事業

不動産事業におきましては、計画的に保有不動産を売却いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は228億51百万円（前期比40.7%増）、営業利益は113億14百万円（同43.3%増）となりました。

・その他

その他の事業におきましては、eコマースの荷物の増加により代引決済が増加いたしました。が、自動車販売が減少いたしました。

この結果、当セグメントの営業収益は664億72百万円（前期比0.7%増）、営業利益は42億9百万円（同22.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は722億62百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

(単位：百万円)

会社名	セグメントの名称	設備内容	投資額	状況
佐川急便株式会社	デリバリー事業	マテハン機器 (東京都江東区)	25,468	取得
佐川急便株式会社	デリバリー事業	車両運搬具	12,630	取得

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	セグメントの名称	設備内容
S Gリアルティ株式会社	デリバリー事業・不動産事業	物流施設（大阪府東大阪市）
S Gリアルティ株式会社	デリバリー事業・不動産事業	物流施設（大阪市淀川区）
S Gシステム株式会社	デリバリー事業	貨物システムリプレイス

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第12期 2017年3月21日から 2018年3月31日まで	第13期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第14期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第15期(当期) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
営業収益 (百万円)	1,045,032	1,118,094	1,173,498	1,312,085
経常利益 (百万円)	64,870	74,766	80,532	103,666
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	36,021	43,465	47,292	74,342
1株当たり 当期純利益 (円)	115.48	136.86	148.90	117.03
総資産 (百万円)	710,619	762,807	772,744	790,259
純資産 (百万円)	358,209	389,427	423,082	404,845
1株当たり 純資産 (円)	1,037.58	1,119.99	1,208.95	627.09

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2017年9月21日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は、2020年11月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は次のとおりであります。

区分	第12期 2017年3月21日から 2018年3月31日まで	第13期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第14期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
1株当たり当期純利益 (円)	57.74	68.43	74.45
1株当たり純資産 (円)	518.79	560.00	604.48

4. 第12期については、決算日変更により2017年3月21日から2018年3月31日までの12か月と11日間となっております。当該決算日変更に伴う影響もあり親会社株主に帰属する当期純利益は360億21百万円となりました。
5. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第14期に係る総資産、純資産及び1株当たり純資産については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。
6. 第15期(当期)の状況については、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(5) 対処すべき課題

中期経営計画「Second Stage 2021」では、持続的成長を実現するために、総合物流ソリューションの進化と経営基盤の強化に注力することとし、次の経営戦略に取り組んでおります。

① グループ総合力の結集による進化した物流ソリューションの提供

・物流ニーズの高度化

2020年初頭からの感染症の世界的な拡大が、主要港のロックダウン、米国でのコンテナの長期滞留及び航空機の運航本数削減等、サプライチェーンに多大な遅延や障害をもたらしました。国内においては、外出自粛によるeコマース市場の急拡大や消費者ニーズの多様化を背景に、商品の多品種小ロット化と流通の多頻度化が進み、企業の物流はより複雑化しております。このような変化を受け物流業界では、物流機能の高度化が求められるとともに、宅配便に代表される小口配送のニーズが更に高まっております。

当社グループでは、2020年2月に開設した「Xフロンティア」が本稼働いたしました。「Xフロンティア」は、宅配便の大規模中継センター機能を有しており、高性能な仕分け搬送機等の導入により1時間当たり約10万個の仕分けが可能となり、ネットワーク全体での取扱個数のキャパシティが16%程度上昇する見込みであります。また、国際物流、eコマース向け物流プラットフォーム、大型・特殊輸送などグループの様々な物流機能を集約しており、より高度な物流の提供が可能となりました。「Xフロンティア」を起点に、「GOAL」を継続的に強化・進化させながら、変化する顧客ニーズに合致した物流ソリューションを提供し、事業拡大を推進してまいります。

・アライアンスによるソリューションの強化

2016年3月30日付で株式会社日立物流と資本業務提携契約を締結いたしました。また、2019年8月に、セイノーホールディングス株式会社と業務連携に向けた基本合意を締結し、続いて、CBcloud株式会社と資本・業務提携契約を締結するなど、物流業界での協業関係の強化を進めております。当社グループとアライアンス先との経営資源を双方で活用することで、新たな物流ソリューションの提供、車両・センターの共同活用による効率化等、様々な事業連携に取り組んでおり、今後も引き続き事業シナジーを創出してまいります。

② 経営資源の価値最大化による成長基盤の確立

・輸送ネットワークの強化

eコマース市場の拡大により、社会の宅配便に対するニーズが高まっております。当社グループは、このようなニーズに応えるため、「Xフロンティア」を新設いたしました。関東の複数の中継センターを「Xフロンティア」に集約することで、より効率的な輸送ネットワークを構築し、高品質で安定的な宅配サービスの提供を実現してまいります。安定的な輸送ネットワークを提供できる体制を強化するために、営業所の増強、路線便の拡充、委託先との良好な関係の構築など輸送インフラの強化に取り組むとともに、生産性の向上に努めてまいります。

・機能分担の明確化など競争力のある組織の構築

労働需給がひっ迫する中、限りある人的資源を効果的に、高い生産性で働くことができる環境整備に取り組んでおります。具体的には、セールスドライバーがより営業活動に注力するために、手書き伝票のデジタル化や、点呼・運行管理のスマートフォンを使用した遠隔管理等、ITによる作業負荷軽減を進めております。また、個人宅の配送においては、品質を維持・向上させながら輸送効率を高めていくために、宅配の専門ドライバーや委託先の拡充を推進しております。加えて、それぞれの職務の成果に応じた評価制度・報酬体系を構築することにより、従業員のモチベーションの向上など組織力の強化に取り組んでおります。

③ デジタル化の推進と最新技術の導入による効率化・顧客利便性の追求

・デジタル化の推進

生産年齢人口の継続的な減少が見込まれるわが国では、労働力不足は極めて深刻な問題であります。当社グループでは、労働力の確保・強化を図る一方で、積極的に最新技術を含むIT技術の利用を促進し、省力化・省人化に取り組んでおります。具体的には、配達伝票をデジタル化し荷物の状態を可視化することで、積み降ろしや配達などの業務の効率化を目指しております。今後も積極的にデジタル化を推進し、生産性の向上や顧客利便性を高めてまいります。

・最新技術の導入

近年、通信やAIに代表されるデジタル化の進歩はめざましく、当社グループでは最新技術の積極的な活用に取り組んでおります。具体的には、年間13億個を超える宅配便伝票に一部混在する手書きの伝票を、AI-OCRを用いデータ化し、配達伝票のフルデジタル化を目指しております。宅配便情報の一元管理により、最適な配達ルートをAIにより算出し、ドライバーが所持しているスマートフォンの地図上に表示することで、配達業務の効率化と平準化を進めてまいります。

④ グローバル物流事業における顧客基盤拡大と高いプレゼンスの発揮

- ・グローバルネットワークの更なる強化

2020年9月以降、米国の巣ごもり需要の急増に端を発した世界的なコンテナ不足は、海上と航空運賃の高騰を招きました。このような環境の中、南アジア・東南アジア・東アジア・アフリカ等から欧米への物流ネットワークに強みがあるEXPOLANKA HOLDINGS PLCは、海上及び航空コンテナのスペースを安定的に確保したことで、新規顧客の獲得につなげました。今後、日本を基軸として展開する国際物流ネットワークと連携させることにより、新興地域でのグローバル物流の強化に取り組んでまいります。

- ・日本発着の国際物流強化

近年、eコマースにおきましてボーダーレス化が進行しており、日本における越境ECのマーケットは毎年10%を超えるスピードで成長しております。特に中国及びASEANは、市場規模が大きく今後の成長も見込めることから、注力すべきエリアであると認識しております。海外現地の有力なパートナーとのアライアンス構築などを積極的に展開し、付加価値の高いサービスの提供を目指してまいります。

⑤ 組織・人材の課題解決力の高度化による競争優位性の創出

- ・フラットな組織風土の醸成

当社グループでは、グローバルで10万人近い人々が働く企業グループとして、ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、誰にとっても働きやすく、働きがいのある職場環境の創出に努めております。従来、女性活躍推進を重要課題に定め、管理職への登用、職域の拡大及び環境・制度の整備の取組みを実施してまいりました。今後、ジェンダー平等の取組みへと活動の幅を広げてまいります。多様な価値観を尊重し、柔軟な意思決定を行うことで、新たな価値の創出を目指してまいります。

- ・働き方改革の一層の取組み

感染症の拡大を契機に、働き方が大きく変化いたしました。当社グループにおきましても、在宅勤務制度の整備を行い、テレワークを推進しております。また、ITインフラの整備やコミュニケーションツールを標準装備することで、在宅勤務においても高い生産性で業務を遂行できる環境の構築に取り組んでおります。

⑥ 経営管理体制の一層の強化及びステークホルダーの満足度向上

・コンプライアンス体制の強化

当社グループでは、「S Gホールディングスグループ倫理・行動規範」に則ったコンプライアンスを含む経営管理体制について、適宜必要な委員会・プロジェクトの発足及び推進を通じて着実に強化を図っております。具体的には、当社のガバナンス高度化を目的として、取締役候補者の指名や取締役が受ける報酬の妥当性を判断するために「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。また、当社及びグループ各社においてコンプライアンス統括責任者を任命し、法令等の遵守、懸念事象発生時の報告及び対応を行うとともに、グループリスクマネジメント会議においても定期的に重要事項の報告を行うなど、グループ横断的に対応しております。さらに、これを支える内部通報制度については、消費者庁の定める「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に基づく内部通報制度認証基準に適合している事業者として、「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の認証を受けました。

・事業活動を通じたSDGsへの貢献

当社グループでは、「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」採択の趣旨に賛同し、独自の目標を定め、事業活動を通じて、積極的に推進しております。具体的には、2019年5月に、金融安定理事会（FSB）が設置した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同するなど社会の課題解決に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献しております。また、ステークホルダー経営を推進するために、CSR重要課題として次の7項目を定めて、事業活動を推進しております。

（CSR重要課題）

- ① 安全・安心なサービスの提供
- ② 環境に配慮した事業推進
- ③ 個性・多様性を尊重した組織づくり
- ④ 総合物流ソリューションによる新しい価値の創造
- ⑤ 地域社会への貢献
- ⑥ サステナブル調達の推進
- ⑦ 責任ある経営基盤の構築

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
佐川急便株式会社	京都市南区	11,275	100.0	貨物自動車運送業
佐川ヒューモニー株式会社	東京都江東区	100	100.0 (100.0)	特定信書便業
S Gムービング株式会社	東京都江東区	100	100.0	引越・設置輸送業
株式会社ワールドサプライ	東京都江東区	95	100.0	納品代行業
佐川グローバルロジスティクス株式会社	東京都品川区	3,450	100.0	荷造梱包業・倉庫業
S G Hグローバル・ジャパン株式会社	東京都江東区	203	100.0	国際物流業
S Gリアルティ株式会社	京都市南区	20,000	100.0	不動産賃貸・管理業
佐川アドバンス株式会社	東京都江東区	27	100.0	商品販売業・保険代理業
S Gモータース株式会社	東京都江東区	10	100.0	自動車整備・販売業
S Gシステム株式会社	京都市南区	350	100.0	システム販売・保守業、 決済サービス業、シェアードサービス業
S Gフィルダー株式会社	東京都江東区	100	100.0	人材サービス業
SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.	シンガポール	USD 298百万	100.0	海外事業統括
EXPOLANKA HOLDINGS PLC	スリランカ コロンボ	LKR 4,097百万	75.6 (75.6)	総合物流業
上海虹迪物流科技有限公司	中国 上海	CNY 75百万	70.0 (70.0)	総合物流業
EXPO FREIGHT PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ	INR 8百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL GLOBAL LLC	米国 ニューヨーク	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
EFL Container Lines, LLC	米国 ニューヨーク	USD 10,000	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA USA, INC.	米国 カリフォルニア	USD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (VIETNAM) LTD	ベトナム ホーチミン	VND 1,027百万	99.0 (99.0)	総合物流業
SAGAWA EXPRESS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	VND 29,184百万	100.0 (100.0)	総合物流業
SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	VND 382,653百万	100.0 (100.0)	総合物流業

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
EXPOLANKA (PRIVATE) LIMITED	スリランカ コロンボ	LKR 250百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (PRIVATE) LIMITED	スリランカ コロンボ	LKR 100百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expo Freight (Shanghai) Limited	中国 上海	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expofreight (Hong Kong) Limited	中国 香港	HKD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
保利佐川物流有限公司	中国 深圳	CNY 110百万	90.0 (90.0)	総合物流業
佐川急便（香港）有限公司	中国 香港	HKD 16百万	100.0 (100.0)	総合物流業
Expofreight (Shenzhen) Limited.	中国 深圳	CNY 5百万	100.0 (100.0)	総合物流業
上海保利佐川物流有限公司	中国 上海	CNY 16百万	90.0 (90.0)	総合物流業
昆山虹迪供応鍊科技有限公司	中国 上海	CNY 100百万	70.0 (70.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT DUBAI (L.L.C)	アラブ首長国連 邦 ドバイ	AED 300,000	100.0 (100.0)	総合物流業
PT. EXPO FREIGHT INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	USD 624,899	90.0 (90.0)	総合物流業
SG SAGAWA AMEROID PTE. LTD.	シンガポール	SGD 1百万	100.0 (100.0)	総合物流業
EXPOLANKA FREIGHT (CAMBODIA) LIMITED	カンボジア プノンペン	USD 5,000	100.0 (100.0)	総合物流業

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、内数で間接所有割合であります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社（完全子会社等の株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超える場合における当該完全子会社等）の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称：佐川急便株式会社

特定完全子会社の住所：京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

特定完全子会社の株式の帳簿価額：180,510百万円

当社の総資産額：560,767百万円

3. 佐川急便（香港）有限公司は、2020年8月12日付で増資を実施いたしました。この結果、同社の資本金は10百万HKDから16百万HKDとなりました。
4. 当社は、2020年9月に佐川急便株式会社の株式の20.0%を追加取得いたしました。この結果、同社の議決権比率は100.0%となりました。
5. SG HOLDINGS GLOBAL PTE. LTD.は、2020年6月にEXPOLANKA HOLDINGS PLCの株式の7.4%を追加取得いたしました。この結果、EXPOLANKA HOLDINGS PLCの議決権比率は75.6%となっております。

6. EFL GLOBAL LLCは、2021年2月9日付でExpolanka USA LLCから社名変更しております。
7. EXPOLANKA HOLDINGS PLCが、子会社6社を増加したことにより当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
8. 佐川フィナンシャル株式会社及びS Gエキスパート株式会社は、2020年10月1日付でS Gシステム株式会社を存続会社とする吸収合併により、消滅しております。

② 当社グループの状況

連結子会社は、上記の重要な子会社34社を含め115社であり、持分法適用の関連会社は3社となっております。

③ 重要な企業結合等の状況

当社グループは、2020年10月1日付で当社の100%子会社であるS Gシステム株式会社を存続会社、同じく当社の100%子会社であった佐川フィナンシャル株式会社及びS Gエキスパート株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

また、当社の持分法適用の関連会社であった株式会社日立物流は、当連結会計年度中に保有株式の一部を売却したため、持分法適用の関連会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は純粋持株会社であり、当社グループの各事業を営む会社を支配管理しております。子会社及び関連会社においては、デリバリー事業、ロジスティクス事業、不動産事業、その他これらに附随する事業を展開しております。主要な商品及びサービスは次のとおりであります。

セグメントの名称	主要商品及びサービス
デリバリー事業	飛脚宅配便、飛脚ラージサイズ宅配便、メール便、特定信書便、引越、ルート配送、チャーター輸送、設置輸送、美術品輸送、納品代行、食品配送
ロジスティクス事業	流通加工、物流システム構築、在庫保管・入出庫管理、物流センター運営、ルート配送、チャーター輸送、国際宅配便、国際航空・海上輸送
不動産事業	不動産賃貸・管理、不動産開発、資産管理・運用、再生可能エネルギー供給
その他	商品販売、保険代理、燃料販売、自動車整備・販売、システム販売・保守、e-コレクト、人材派遣・請負

(8) 主要な営業所（事業所）等（2021年3月31日現在）

① 当社

	所在地
本社	京都府京都市南区
東京事務所	東京都江東区

② 子会社

会社名	所在地
佐川急便株式会社	本社（京都府）、東京本社（東京都） 北海道支店（北海道）、北東北支店（岩手県）、南東北支店（宮城県） 北関東支店（埼玉県）、東関東支店（千葉県）、関東支店（東京都） 西関東支店（東京都）、神奈川支店（神奈川県）、北陸支店（石川県） 信越支店（長野県）、東海支店（静岡県）、中京支店（愛知県） 京都支店（京都府）、関西支店（大阪府）、中国支店（広島県） 四国支店（香川県）、九州支店（福岡県）、南九州支店（熊本県）

（注）当社の重要な子会社については、「(6) 重要な子会社等の状況 ① 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
デリバリー事業	43,063 (36,839)	2,476 (18,694)
ロジスティクス事業	6,286 (6,886)	△673 (891)
不動産事業	63 (-)	△6 (-)
その他	2,087 (1,801)	△1,124 (△17,750)
全社 (共通)	522 (227)	△15 (△10)
合計	52,021 (45,753)	658 (1,825)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 報告セグメント別の経営成績をより適切に反映するため、当連結会計年度から「その他」に属する連結子会社の業績の各報告セグメントへの配分方法を変更しております。この変更にあわせて従業員数の区分も変更しております。
3. 全社 (共通) には、当社及びS Gシステム株式会社のシェアードサービス業に従事する従業員数等を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
220 (14)	9 (12)	37.6	9.4

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートナー社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数の算定に当たっては、連結子会社からの転籍者については当該会社の勤続年数を通算しております。
3. 当社の従業員は全て全社 (共通) に属しております。

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	33,659
株式会社三井住友銀行	22,416
株式会社日本政策投資銀行	13,220
株式会社みずほ銀行	9,680
三井住友信託銀行株式会社	6,345

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 1,800,000,000株

（注）当社は、2020年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は900,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 640,394,400株（自己株式5,169,214株を含む）

（注）当社は、2020年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は320,197,200株増加しております。

(3) 株主数 24,817名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
新生興産株式会社	88,634	13.95
公益財団法人S G H文化スポーツ振興財団	48,400	7.61
株式会社三菱UFJ銀行	29,919	4.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,763	4.37
株式会社三井住友銀行	25,200	3.96
住友生命保険相互会社	25,200	3.96
三井住友海上火災保険株式会社	25,200	3.96
佐川印刷株式会社	22,616	3.56
いすゞ自動車株式会社	19,800	3.11
田中産業株式会社	19,200	3.02

（注）1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（5,169千株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者（株式会社三菱UFJ銀行ほか）から、2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2020年12月28日現在で48,361,420株保有している旨記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、2021年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	29,919,720	4.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	15,642,700	2.44
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	2,799,000	0.44
計	—	48,361,420	7.55

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	1,052	1
社外取締役	0	0
監査役	0	0

- （注） 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3（3）取締役及び監査役の報酬等 ② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 上記には、退任した会社役員に対して交付された株式を記載しております。
3. 2020年11月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗和田 榮一	
代表取締役社長	荒木 秀夫	
取締役	中島 俊一	財務・経理担当
取締役	本村 正秀	デリバリー・ロジスティクス事業担当 佐川急便株式会社 代表取締役社長
取締役	川中子 勝浩	経営企画担当
取締役	松本 秀一	管理・統制担当
取締役	高岡 美佳	立教大学 経営学部 教授 株式会社モスフードサービス 社外取締役 共同印刷株式会社 社外取締役
取締役	鷺坂 長美	公益財団法人日本防災協会 理事長 小澤英明法律事務所 顧問 認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク 理事
取締役	秋山 真人	東京団地冷蔵株式会社 代表取締役社長 東京冷蔵倉庫協会 会長 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会 副会長
常勤監査役	中西 隆司	
常勤監査役	田島 聡志	
監査役	岡村 憲一郎	かえで会計アドバイザー株式会社 代表取締役 かえで税理士法人 代表社員 CYBERDYNE株式会社 社外監査役 兼松サステック株式会社 社外取締役（監査等委員） ユナイテッド・アーバン投資法人 監督役員
監査役	大島 義孝	東京ベイ法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏は社外取締役であります。
2. 監査役 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏並びに監査役 田島聡志氏、岡村憲一郎氏及び大島義孝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- ・ 在任中において取締役でありました佐野友紀氏は、2020年6月25日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- ・ 在任中において監査役でありました富永正行氏は、2020年6月25日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
- ・ 取締役 秋山真人氏は、2020年6月25日開催の第14回定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。
- ・ 監査役 田島聡志氏は、2020年6月25日開催の第14回定時株主総会において選任され、2020年7月1日付で就任いたしました。

5. 監査役 田島聡志氏及び岡村憲一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

6. 当社は執行役員制度を導入しており、谷口友彦氏、新本朋斉氏及び羽田斎氏の3名を選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 高岡美佳氏、鷺坂長美氏及び秋山真人氏並びに監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づいて、会社法第423条第1項の責任につき1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (非金銭報酬等)	
取締役（社外取締役を除く）	656	482	174	7
監査役（社外監査役を除く）	20	20	—	1
社外取締役	39	39	—	3
社外監査役	43	43	—	4

（注）1. 上記には、2020年6月25日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び2020年6月25日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

2. 上記の業績連動報酬等（非金銭報酬等）には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項

業務執行取締役の非金銭報酬等は、その職責に鑑み、報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬を導入しております。

業績連動型株式報酬は、当社の中期経営計画の期間に対応した連続した3事業年度（ただし、当初対象期間は2018年度から2021年度までの4事業年度）を対象として、会社業績指標（連結営業収益及び連結営業利益）の達成度等に応じて当社普通株式及び金銭を交付及び支給するものとし（交付する株式数の上限は、1事業年度当たり125,000株（※）とし、当初対象期間（4事業年度）で500,000株とする）、業務執行取締役に対して交付する当社普通株式及び給付する金銭の額の算定方法等は、取締役会決議で制定した「株式交付規程」に定めるとおりであります。

会社業績指標として、連結営業収益及び連結営業利益を選定した理由は、業績連動型株式報酬は当社の中期経営計画の期間における業績に連動する報酬制度であるため、中期経営計画において経営目標として掲げる会社業績指標と合致させることにより、取締役の報酬と会社業績との関連性を高めるためであります。

※2020年11月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、株式分割による調整後の株式数を記載しております（以下、本②において同じ）。

なお、算定方法等の概要は、次のとおりであります。

(i) 本制度の対象者	取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く（以下同じ））及び執行役員（国内非居住者を除く）（以下「取締役等」という）
(ii) 本制度の対象期間	3事業年度（ただし、当初対象期間は2018年度から2021年度までの4事業年度）
(iii) 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
取締役等に交付等を行う当社普通株式（当社普通株式に代えてこれに相当する金銭を支給する部分も含む）の数の算定方法及び上限	■ 1事業年度当たり125,000株とし、対象期間（3事業年度）ごとに375,000株（ただし、当初対象期間は4事業年度を対象として500,000株） ■ 上記上限株式数のうち、実際に取締役等が金銭報酬債権の現物出資を行い、割り当てが行われる当社普通株式の数の上限については、当初対象期間では上限株式数の70%である350,000株 また、継続された対象期間（3事業年度）ごとに262,500株 ■ 1事業年度当たりに取締役等に交付等が行われる株式数の上限（125,000株）の当社発行済株式数（2021年3月31日時点 自己株式控除後）に対する割合は0.02%
(iv) 業績連動の内容	毎事業年度の連結営業利益等の会社業績指標の達成度等に応じて決定される業績連動係数により変動
(v) 株式交付時期	取締役等の退任時（死亡による退任を含む）

・業績連動項目（iv）に係る指標

連結営業収益	98%未満	98%以上	100%以上	102%以上	104%以上
連結営業利益	96%未満	96%以上	100%以上	104%以上	108%以上
評価ランク	C	B	A	S	S S
業績連動係数	0%	50%	100%	150%	200%

- (注) 1. 上表に定める連結営業収益及び連結営業利益それぞれの評価ランクに対応する各業績連動係数に2分の1を乗じて求められる係数を合算する方式で決定いたします。
2. 当事業年度を含む連結営業収益及び連結営業利益の推移は、「1 (4) 当社グループの財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
3. 当事業年度における業績連動型株式報酬による株式の交付状況は、「2 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年1月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額1,500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の当社第12回定時株主総会において、取締役（非常勤取締役、社外取締役並びに国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬の導入を決議しております。（同制度の概要は、上記「② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりであります。）当該定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役の員数は7名、執行役員の員数は3名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2006年1月28日開催の佐川急便株式会社の株式移転による当社設立臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年2月26日開催の定時取締役会において決議いたしました。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう経済環境及び業績等を勘案して決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみとしております。

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、実績、力量に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針であります。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定方針の概要につきましては、上記「② 業績連動報酬等（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりであります。

また、当社の取締役の報酬は基本報酬と業績連動型株式報酬で構成され（社外取締役は基本報酬のみ）、期待される職務を基準に、成果・業績に対して処遇するものであり、具体的な配分については、高い役位になるほど、業績等に連動する割合が大きくなる内容とし、役位に応じてより高い成果・業績に対する責任を求める仕組みとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項については、後述の「⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおりであります。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において原案を審議し、同委員会の審議内容を踏まえて取締役会の決議によりその決定を代表取締役会長に一任するプロセスを経ており、決定方針との整合性を含めた多角的な審議を同委員会において行っていることから、当社取締役会といたしましても基本的にその答申の結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等の具体的な内容（基本報酬の額及び業績連動型株式報酬の付与株式数）については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において原案を審議し、同委員会の審議内容を踏まえて2020年6月25日開催の定時取締役会の決議によりその決定を代表取締役会長 栗和田榮一氏に一任しております。当該決定を同氏に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには同氏が最も適切であり、取締役会の任意の諮問機関である同委員会での審議内容を踏まえて決定されることから当該権限が適切に行使されると判断したためであります。なお、同委員会の構成員は、次のとおりであります。

- ・委員長 代表取締役会長 栗和田榮一氏
- ・委員 社外取締役 高岡美佳氏
- ・委員 社外取締役 鷺坂長美氏

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 高岡美佳氏は、株式会社モスフードサービス 社外取締役及び共同印刷株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 鷺坂長美氏は、公益財団法人日本防災協会 理事長、小澤英明法律事務所 顧問及び認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワークの理事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 秋山真人氏は、東京団地冷蔵株式会社 代表取締役社長、東京冷蔵倉庫協会 会長及び一般社団法人日本冷蔵倉庫協会の副会長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 岡村憲一郎氏は、かえで会計アドバイザリー株式会社 代表取締役、かえで税理士法人 代表社員、CYBERDYNE株式会社 社外監査役、兼松サステック株式会社 社外取締役（監査等委員）及びユナイテッド・アーバン投資法人の監督役員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 大島義孝氏は、東京ベイ法律事務所の代表弁護士であります。当社と東京ベイ法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 高岡 美佳	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)に出席いたしました。主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に大学教授としての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会3回のうち3回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 鷺坂 長美	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)に出席いたしました。主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に環境分野に関する豊富な経験と高い見識から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会3回のうち3回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 秋山 真人	2020年6月25日の就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回(100%)に出席いたしました。主に経営・事業戦略についての専門的見地から積極的に意見を述べており、特に物流に関する豊富な知識と企業経営に関する幅広い経験から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 田島 聡志	2020年7月1日の就任以降、当事業年度開催の取締役会9回のうち9回(100%)、監査役会10回のうち10回(100%)に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 岡村 憲一郎	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)、監査役会14回のうち14回(100%)に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 大島 義孝	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)、監査役会14回のうち14回(100%)に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 取締役会の開催回数には臨時取締役会が4回含まれております。また、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 監査役会の開催回数には臨時監査役会が2回含まれております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）
提出会社	64	9
連結子会社	109	18
計	173	28

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び監査報酬を精査した結果、いずれも妥当であると全員一致で判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」の適用に係る助言業務を委託し、対価9百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、当社監査役会が定める会計監査人评价基準に基づき、会計監査人としての適性を判断し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 (業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の通り内部統制基本方針（2018年8月31日改定、以下「本基本方針」という）に定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため、S G Hホールディングスグループ（以下「S G Hグループ」という）の「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定める。また、代表取締役社長が「行動憲章」及び「倫理・行動規範」の精神を繰り返し伝えることにより、これらを取締役及び使用人に浸透させるとともに、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底する。
- ② 当社は、関連法規に従った規程及び手順書等を策定するとともに、経営環境の変化等に対応するため、本基本方針をはじめ規程及び手順書等を継続的に見直し、実効性の確保に努める。
- ③ 当社は、取締役の業務執行に関する監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、S G Hグループにおける不正・不祥事の発生等を防止、又は早期発見することを目的に「内部通報規程」を定め、S G Hグループの内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。また、実効性のある制度とするため、社内だけでなく社外の窓口も設置し、利用を促進する。これらの窓口寄せられた通報に対しては、「内部通報規程」に従い速やかに適切な措置をとる。
- ⑤ 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力の排除を目的として「反社会的勢力排除規程」を定め、不当要求への応諾、裏取引、資金提供は一切行わないなど、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携の上、組織的かつ法的に対応し、取締役及び使用人の安全確保を最優先する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報資産の適切な維持・管理を図るため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティ管理体制を構築する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を、法令及び関連規程に従い適切に保存、管理する。
- ③ 上記②の情報は、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ④ 当社は、個人情報等を法令及び「個人情報保護規程」に基づき適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を適正かつ効率的に行うため、「リスクマネジメント規程」を定め、S G Hグループにおけるリスクマネジメント体制を構築するとともに、企業経営、事業活動若しくは企業イメージに損失をもたらす、又は社会一般に重大な影響を及ぼす事象に対し、適切に対応する。
- ② 当社は、「S G Hグループリスクマネジメント会議」を定期的開催し、リスクの顕在化防止及び最小化並びにリスク顕在化による損失の低減を図り、リスクマネジメント体制の強化を推進する。
- ③ 当社は、緊急事態に対しても、事業中断を最小限にとどめ社会における役割を果たすために、事業継続計画（B C P）を定め、事業継続マネジメント（B C M）体制を構築・運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会において定められた組織機構、職務権限に基づき、職務を執行し、取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう執行状況を監督する。
- ② 当社は、取締役の間で経営課題を検討し、取締役及び監査役による重要な経営情報を共有するための会議を適時開催し、取締役会における効率的な経営の意思決定を行う。
- ③ 当社は、経営効率の向上を図るため、「経営計画管理規程」及び「グループ経営計画管理規程」を定め、取締役会において中期経営計画及び単年度予算を決定し、取締役は、それらに基づき効率的な職務の執行を行う。

(5) S G Hグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、S G Hグループの「行動憲章」及び「倫理・行動規範」を定め、共通の行動指針を遵守することを徹底する。
- ② 当社は、「事業会社管理運営規程」及び「海外法人管理運営規程」を定め、各事業会社の自主独立を尊重しつつ、経営管理に関する支援を行う。
- ③ 当社は、「S G Hグループ経営戦略会議」及び「S G Hグループ管理部門責任者会議」を定期的開催し、S G Hグループの経営方針、重要な決定事項・報告事項等を伝達することで、各事業会社の経営全般に対する指導及び管理の実効性を高める。
- ④ 当社は、事業会社の経営活動上の重要な意思決定事項について、S G Hグループ統一基準として「職務権限規程」を定め、必要な事前協議、当社取締役会への報告を行い又は当社取締役会の承認を得るよう管理する。

- ⑤ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、S G Hグループの標準版としての「経理規程」、並びに関連手順書及びマニュアル等を定める。また、適宜外部専門家の意見を聴取し、モニタリングや監査の体制を構築する。
- ⑥ 内部監査部は、事業会社の内部監査部門等と連携し、定期的に内部監査を実施し、当社の取締役会において監査結果を報告する。また、改善を必要とする事項についてはその改善を指示し、その後の進捗管理を実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役等からの独立性等に関する事項

当社は、監査役の職務遂行を補助する部署として監査役室を設け、専任の使用人を配置する。当該使用人の定数及び資格要件等については、監査役会と協議の上、決定する。また、取締役等からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保するため、当該使用人に関する人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会の同意を要する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① S G Hグループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
 - イ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ロ．内部監査の結果
 - ハ．内部通報制度による通報の状況
- ニ．その他監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
- ② 当社は、取締役や使用人が、内部通報制度に基づく通報や監査役に対する報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、適切に対応する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査部をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。
- ② 監査役は、その職務の遂行に当たり必要と認める場合は弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を任用する。
- ③ 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ④ 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う。
- ⑤ 当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の支払を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、これを負担する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 法令及び定款への適合を確保するための体制

- ① 高い倫理観を持った人材を育成し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図るため、定期的なコンプライアンス教育として部署単位での教育を実施し、それに加えてポスターの掲示やグループ内通信等を通じて、内部統制、ハラスメント防止、内部通報制度、情報セキュリティ、インサイダー取引防止などについての啓発活動を行いました。
- ② S G Hグループの内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」として、国内の社内窓口・社外窓口に加え、海外事業会社向けの窓口を設置し、周知しております。通報に対しては、内容が事実に基づいているかの調査・確認及びその対策と再発防止策を実施の上、運用状況について「S G Hグループリスクマネジメント会議」に定期的に報告しております。なお、「コンプライアンス・ホットライン」については、消費者庁の定める「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に基づく内部通報制度認証基準に適合している事業者として、S Gホールディングス株式会社において、2021年4月に「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の認証を受けました。
- ③ 反社会的勢力の排除を目的として、支払先のみならず主要な請求先についても、外部調査機関等を用いた情報収集を行い、S G Hグループを挙げて調査を実施しております。また、取引先との間の基本契約書には、原則として、反社会的勢力であることが判明した場合に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおり、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① 企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施するため、諸規程に基づいたリスクマネジメント体制を構築するとともに、「S G Hグループリスクマネジメント会議」を原則として毎月開催し、リスクの識別、分析、評価を定期的に行い、S G Hグループ全体のリスクを統括的に管理いたしました。
- ② 甚大な自然災害等に備え、事業継続基本計画書及び事業継続行動計画書を整備・運用しており、その実効性を適宜検証しております。

(3) **職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務執行については、取締役会を月1回以上開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

(4) **S G Hグループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ① 「S G Hグループ経営戦略会議」及び「S G Hグループ管理部門責任者会議」を原則として毎月開催し、S G Hグループの経営管理に必要な事項を各事業会社に対して周知いたしました。
- ② 内部統制システムの運用状況について、重要な不備がないか継続的に監査を実施し、判明した問題点につきましては、必要な改善策を講じるとともに、取締役会にその内容を報告いたしました。

(5) **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部と随時意見交換の場を持ったほか、常勤監査役は「S G Hグループリスクマネジメント会議」等の重要な会議に出席し、内部統制に関する状況の把握に努めました。

6 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきまして、経営の重要課題の一つと認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、連結配当性向30%を目標として配当していくことを基本方針としております。

当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主等に対して剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、2021年5月20日開催の取締役会において1株当たり17.0円とする決議をいたしました。

なお、当社は、2020年9月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。中間配当金を1株当たり36.0円（株式分割前）といたしましたので、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出した場合の年間配当金は1株当たり35.0円（連結配当性向29.9%）となりました。

翌事業年度の配当につきましては、1株当たり中間配当金18.0円、期末配当金18.0円、年間で36.0円とすることを予定しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	303,622	流動負債	252,169
現金及び預金	69,165	支払手形及び営業未払金	79,757
受取手形及び営業未収金	186,300	短期借入金	13,678
販売用不動産	27,520	1年内返済予定の長期借入金	22,092
商品及び製品	587	リース債務	5,784
仕掛品	357	未払法人税等	24,515
原材料及び貯蔵品	2,283	預り金	30,112
その他	18,692	賞与引当金	24,534
貸倒引当金	△1,284	役員賞与引当金	44
固定資産	486,636	その他	51,647
有形固定資産	352,823	固定負債	133,244
建物及び構築物	93,794	長期借入金	72,535
機械及び装置	40,029	リース債務	9,680
車両運搬具	34,950	その他の引当金	317
土地	150,134	退職給付に係る負債	35,829
リース資産	11,048	資産除去債務	6,915
建設仮勘定	8,205	その他	7,965
その他	14,661	負債合計	385,413
無形固定資産	24,887	純資産の部	
のれん	4,015	株主資本	387,264
ソフトウエア	12,701	資本金	11,882
リース資産	3	利益剰余金	376,550
その他	8,166	自己株式	△1,168
投資その他の資産	108,925	その他の包括利益累計額	11,078
投資有価証券	62,250	その他有価証券評価差額金	11,951
繰延税金資産	20,707	為替換算調整勘定	△818
その他	27,451	退職給付に係る調整累計額	△55
貸倒引当金	△1,484	非支配株主持分	6,503
資産合計	790,259	純資産合計	404,845
		負債及び純資産合計	790,259

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		1,312,085
営業原価		1,163,195
営業総利益		148,889
販売費及び一般管理費		47,163
営業利益		101,726
営業外収益		
受取利息及び配当金	546	
持分法による投資利益	629	
為替差益	37	
その他	2,588	3,801
営業外費用		
支払利息	1,251	
その他	610	1,861
経常利益		103,666
特別利益		
固定資産売却益	155	
投資有価証券売却益	11,334	11,490
特別損失		
固定資産除売却損	532	
減損損失	2,652	
その他	182	3,368
税金等調整前当期純利益		111,788
法人税、住民税及び事業税	34,248	
法人税等調整額	△3,121	31,126
当期純利益		80,662
非支配株主に帰属する当期純利益		6,319
親会社株主に帰属する当期純利益		74,342

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	11,882	40,832	333,540	△1,168	385,088
暫定的な会計処理の確定による影響額					
暫定的な会計処理の確定を反映した当連結会計年度期首残高	11,882	40,832	333,540	△1,168	385,088
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△18,421		△18,421
親会社株主に帰属する当期純利益			74,342		74,342
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		0	1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△40,834	△10,696		△51,530
持分法適用関連会社の剰余金変動による増減			123		123
持分法適用関連会社の減少に伴う利益剰余金減少高			△2,338		△2,338
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△40,832	43,009	△0	2,175
2021年3月31日残高	11,882	－	376,550	△1,168	387,264

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年4月1日残高	1,582	11	△3,531	828	△1,109	39,104	423,083
暫定的な会計処理の確定による影響額			△0		△0		△0
暫定的な会計処理の確定を反映した当連結会計年度期首残高	1,582	11	△3,532	828	△1,110	39,104	423,082
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△18,421
親会社株主に帰属する当期純利益							74,342
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△51,530
持分法適用関連会社の剰余金変動による増減							123
持分法適用関連会社の減少に伴う利益剰余金減少高							△2,338
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	10,369	△11	2,713	△883	12,188	△32,601	△20,412
連結会計年度中の変動額合計	10,369	△11	2,713	△883	12,188	△32,601	△18,236
2021年3月31日残高	11,951	－	△818	△55	11,078	6,503	404,845

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	53,285	流動負債	164,116
現金及び預金	28,598	短期借入金	131,613
営業未収金	839	1年内返済予定の長期借入金	22,060
前払費用	64	リース債務	10
短期貸付金	5,750	未払金	467
1年内回収予定の長期貸付金	11,377	未払費用	270
その他	6,655	未払法人税等	9,306
		賞与引当金	92
		その他	296
固定資産	507,482	固定負債	77,692
有形固定資産	2,511	長期借入金	72,508
建物及び構築物	71	リース債務	26
車両運搬具	1	繰延税金負債	4,477
工具、器具及び備品	2,406	退職給付引当金	361
リース資産	32	その他の引当金	317
無形固定資産	18	負債合計	241,808
商標権	1	純資産の部	
ソフトウェア	17	株主資本	307,607
投資その他の資産	504,952	資本金	11,882
投資有価証券	53,991	資本剰余金	116,972
関係会社株式	275,760	資本準備金	109,089
長期貸付金	174,599	その他資本剰余金	7,883
長期前払費用	49	利益剰余金	179,921
その他	550	その他利益剰余金	179,921
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	149,921
		自己株式	△1,168
		評価・換算差額等	11,350
		その他有価証券評価差額金	11,350
資産合計	560,767	純資産合計	318,958
		負債及び純資産合計	560,767

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		26,667
営業原価		936
営業総利益		25,731
一般管理費		5,865
営業利益		19,865
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1,150	
為替差益	174	
その他	24	1,349
営業外費用		
支払利息	0	
その他	0	0
経常利益		21,214
特別利益		
投資有価証券売却益	16,662	16,662
特別損失		
投資有価証券評価損	106	106
税引前当期純利益		37,770
法人税、住民税及び事業税	7,321	
法人税等調整額	△274	7,046
当期純利益		30,723

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年4月1日残高	11,882	109,089	7,881	116,970	30,000	137,619	167,619	△1,168	295,304
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△18,421	△18,421		△18,421
当期純利益						30,723	30,723		30,723
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			1	1				0	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	1	1	－	12,302	12,302	△0	12,302
2021年3月31日残高	11,882	109,089	7,883	116,972	30,000	149,921	179,921	△1,168	307,607

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	1,191	1,191	296,496
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△18,421
当期純利益			30,723
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	10,159	10,159	10,159
事業年度中の変動額合計	10,159	10,159	22,462
2021年3月31日残高	11,350	11,350	318,958

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

S Gホールディングス株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
京都事務所指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 須藤 英哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S Gホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S Gホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

S Gホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 英哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S Gホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にWeb会議システムを利用するなどして出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

S Gホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	中 西 隆 司 ⑩
常勤監査役（社外監査役）	田 島 聡 志 ⑩
監査役（社外監査役）	岡 村 憲 一 郎 ⑩
監査役（社外監査役）	大 島 義 孝 ⑩

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

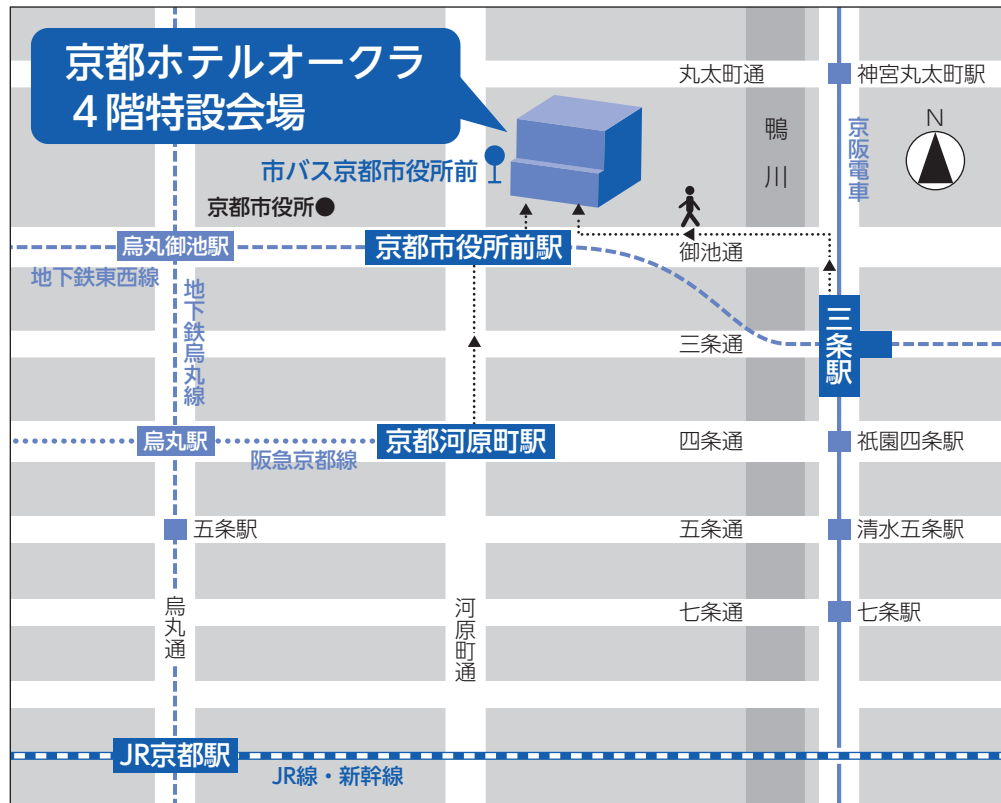
日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 京都ホテルオークラ 4階特設会場
京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4



- ▶ 地下鉄東西線
京都市役所前駅より
…徒歩約 1 分
- ▶ 市バス
京都市役所前より
…徒歩約 1 分
- ▶ 京阪電車
三条駅より
…徒歩約 7 分
- ▶ 阪急電車
京都河原町駅より
…徒歩約10分

駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、可能な限り総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
なお、本定時株主総会は株主様に限定し、インターネットによるライブ配信を行います。
詳しくは同封の「第15回定時株主総会 インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。

株主総会当日にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承の程、お願い申し上げます。

SGホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。